

令和８年度第４回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 令和８年７月２３日（木）午前 ９時３２分
 ○閉会日時 令和８年７月２３日（木）午前 ９時５２分
 ○開会場所 美浦村役場 ３階 大会議室
 ○出席委員等
 教育長 小松 正樹
 教育長職務代理者 田組 順和
 委 員 木村 寿
 委 員 林 美恵子
 委 員 武田 美佐登
 ○出席事務局職員
 教育部長 正慶 將暢
 学校教育課長 坂本 昌彦
 指導室長 石川 登
 子育て支援課長 葉梨 裕美
 生涯学習課長 糸賀 一欽
 美浦幼稚園長 矢崎 和子
 大谷保育所長 広瀬 良子
 木原保育所長 加藤 厚子
 ○欠席委員 なし
 ○傍聴人 ０人
 ○提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
議案第１号	美浦村立学校の教材費等徴収規則の一部を改正する規則	可決
議案第２号	令和９年度使用教科用図書の採択について	可決
報告第１号	令和８年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について	—

○正慶教育部長

おはようございます。定例教育委員会にご参会、大変お疲れ様でございます。

開会に先立ちまして、本日の日程についてご審議いただきますようお願い申し上げます。

会議は、原則として公開としておりますが、美浦村教育委員会会議規則第15条の規定により「人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされております。

本日の議案第2号 令和9年度使用教科用図書の採択について及び報告第1号 令和8年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告については、公開しないことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

～ 異議なしの声あり ～

ありがとうございます。

異議なしのお声をいただきましたので、議案第2号及び報告第1号は公開しないことといたします。

それでは、教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、教育長に議事進行をお願いいたします。

○小松教育長

それではただいまより、令和8年度第4回定例教育委員会を開会いたします。

本日は全員出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に教育委員会会議規則第17条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。武田委員をお願いいたします。

それでは本日の日程をご報告いたします。

議案書1ページの日程でございますように、付議事項として、議案第1号 美浦村立学校の教材費等徴収規則の一部を改正する規則、議案第2号 令和9年度使用教科用図書の採択について、報告事項として、報告第1号 令和8年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告についてでございます。

皆様のご協力をお願いいたします。

○小松教育長

それでは議事に入ります。

議案第1号 美浦村立学校の教材費等徴収規則の一部を改正する規則について、事務局の説明をお願いします。

坂本学校教育課長。

【議案第1号 美浦村立学校の教材費等徴収規則の一部を改正する規則について】

【坂本学校教育課長 説明】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
よろしいですか。

ご意見ご質問がないようですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長

議案第２号 令和９年度使用教科用図書の採択について、事務局の説明をお願いします。

石川指導室長。

【議案第２号 令和９年度使用教科用図書の採択について】

【指導室長 説明】

【非公開】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
よろしいですか。

ご意見ご質問がないようですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長

次に報告事項に移ります。

報告第１号 令和８年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について、事務局の説明をお願いします。

坂本学校教育課長。

【報告第１号 令和８年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について】

【学校教育課長 説明】

【非公開】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。
よろしいですか。ご意見ご質問がないようですので次に移ります。

○小松教育長

続きまして、その他に入ります。

事務局からは2件の案件について説明させていただきます。説明の後に、委員の方から質疑等をお受けいたします。そして最後に、委員の方で案件がございましたら、ご発言をお願いいたします。

令和8年度第2回美浦村議会定例会の報告について、事務局の説明をお願いします。

正慶教育部長。

○正慶教育部長

私から、まず1点目の令和8年第2回美浦村議会定例会の報告についてご説明を申し上げます。

令和8年第2回美浦村議会定例会に、教育委員会部局関連で提出された議案の結果についてご報告を申し上げます。

先月、定例教育委員会の時点では、審議中でございました、議案第7号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例、議案第8号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例、議案第12号 令和8年度美浦村一般会計補正予算（第1号）の4議案につきましては、6月26日に原案のとおり可決されました。

これらの議案は、いずれも4月、5月の定例教育委員会で、議会提出を承認いただきました案件でございます。

以上、令和8年第2回美浦村議会定例会に提出されました、教育委員会関連議案の議決状況についてご報告を申し上げます。

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問のある方はお願いします。

それでは、ご意見ご質問がないようですので次に移ります。

災害時等停電の際の各学校施設設備使用に係る報告について、事務局の説明をお願いします。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長

それでは、前回の定例教育委員会で、田組教育長職務代理者よりございました案件で、災害時等停電の際の各学校施設、設備使用について、確認事項及び進捗をご報告申し上げます。

初めに、重要なライフラインでもあります、水道についてです。

通常時は、校舎と部室の間に設置している受水槽から給水ポンプで小・中学校各所に送水しておりますが、停電時は給水ポンプも停止することから、水道、ト

イレは使用できなくなります。

ただし、部室脇のトイレの水道は、道路に埋設しております水道本管から受水槽へ向かう手前で分岐し、水道本管と直結する形で給水を受けているので、停電時でも使用することが可能です。

また、断水時は水道本管から受水槽へ給水を受けられないため、受水槽に残っている水量のみ使用可能で、これを使い切った場合は使用できなくなります。受水槽の容量は24 m³でございます。

なお、部室脇のトイレは、受水槽からの給水は受けていないので、断水時は即使用不可能となります。

次に空調設備ですが、停電時は電源が停止することから、使用ができなくなります。

水道と空調設備について申し上げましたが、その他の設備につきましても、施設の設計業者と現在確認中でございます。完了次第、学校と共有し、非常時に備えたいと存じます。

以上、災害時と停電の際の各学校の施設、設備使用についてご報告申し上げます。

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

ないようであれば、以上で事務局からのその他の報告関係は終了いたします。

最後に、委員の方で何か案件がございましたらば、お願いいたします。

林委員。

○林委員

その他ということで、ちょっと教えていただきたいんですけど、先日、新聞等の報道の中にデジタル教科書が2030年に向けて各学校での自由な選択になるってようなことが話題になっていましたので、先のことにはなると、2030年なので、先のことにはなるかと思いますが、美浦としては、どのような形になっていくのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思いました。よろしく願います。

○小松教育長

石川指導室長。

○石川指導室長

法改正が行われたということで、枠組みはそれで。教科書は紙でもデジタルでも大丈夫だということになっています。そのあとは採択の段階でどうするかというのが分岐点になるかと思うので、調査会から協議会への提案の報告で、そのこの教育委員会の決定という流れが美浦での採択に繋がっていくものと考えています。

○小松教育長

現在方向性が示されたところで、まだデジタル教科書の実物がどういうものなのかも見えないところがあります。第8採択地区として採択が今後なされていくと思いますので、その動向を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

他、よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和8年度第4回定例教育委員会を閉会いたします。